

第4次三木市公共交通網計画 (概要版)

~誰もが移動しやすい公共交通により、 住みよいまちづくりをすすめます~



計画策定の目的

これまで、コミュニティバス(みっきぃバス)のルート変更や、新たな移動手段として地域住民が主体となった「地域ふれあいバス」を運行することなどにより、公共交通空白地の解消を進めてきました。

しかしながら、現在、「4人に1人が高齢者」であり、今後、更に高齢者が増加し、移動にお困りの方が増えることが予測されます。

また、各地域の人口や世帯数、地理的条件などが異なることから、誰もが利用しやすい公共交通の環境づくりが必要となっています。

そこで、こうした**超高齢社会において、それぞれの地域の特性に応じた、きめ細やかな公共交通網計画**を定めました。



計画の期間

平成25年から平成29年までの**5か年計画**とします。 (社会状況の変化や交通関係法令の改正などがあれば、適宜見直し を行います。)

計画の目標・基本方針・取組施策(アクションプラン)

現状を踏まえた課題を解決し、住みよいまちづくりを進めていく ため、計画の目標を定めます。

更に、この計画を達成するため、3つの基本方針と取組施策(アクションプラン)を定めます。

現

状

超高齢社会

公共交通利用者数の減少

課

題

増加する移動にお困りの方 への対応 利用者数の確保による公共交通の維持・存続

考え 方 基本的な

- ①誰もが利用しやすい公共交通の環境づくり
- ②地域の「共助」を活用した新たな交通の仕組みづくり
- ③地域に応じた、きめ細やかな計画づくり

目

標

誰もが移動しやすい公共交通により、 住みよいまちづくりをすすめます



方針

施

策

ア

ク

シ

彐

プ

ラ

基本方針 1

交通事業者、行政、 市民で公共交通を 維持します

基本方針2

公共交通の利用を 促進します

基本方針3

公共交通をまちづく りに活かします



$1-\widehat{\mathbf{1}}$

交通事業者、行政、市 民の責任と役割の明 確化

1 - (2)

交通事業者の経営改善と自助努力への支援

1-3

異なる交通事業者間 の連携強化

2 - (1)

神戸電鉄粟生線の活 性化・利用促進

2 - (2)

利用しやすい環境の 整備

2 - (3)

公共交通の利用促進 による地球環境の向 上(CO₂の削減)

2

3 - (1)

調·連携

「福祉」との協調・連携 3-②

「教育」との協調・連携

3-③ 「観光」との協調・連携

3-④ 「まちづくり」との協

取組施策(アクションプラン)の主な内容

基本方針1

交通事業者、行政、市民で公共交通を維持します

(凡例) ☆:新規、○:継続

施策1-①:交通事業者、行政、市民の責任と役割の明確化

鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者、行政、市民のそれぞれを、公共交通を担う主体と位置付け、責任と役割を明らかにしながら、「協働」で公共交通の利用促進を図ります。

- ☆ 交通事業者(鉄道、バス、タクシーなど)、行政、市民の協議の場となる 「交通施策推進・連絡会議」の設置の検討 (交通事業者・行政・市民)
- 利便性が高く安定的なサービスの提供など

(交通事業者)

○ 公共交通の利用啓発と支援など

(行政)

○ 公共交通を支える主役としての積極的な利用など

(市民)

施策1-②:交通事業者の経営改善と自助努力への支援

交通事業者が経営改善や利用促進に向け、継続的に取り組む自助努力に対し 支援します。

- 人件費や運行コストの削減、利用者へのサービスの向上と利用促進 (交通事業者)
- 利用しやすいダイヤの見直しの実施、乗車券制度の充実 (交通事業者)
- 神戸電鉄粟生線存続のための 7.3 億円の無利子貸付 (行政)
- 神戸電鉄への赤字補てん(上限6千万円) (行政)
- 神鉄やバスへの補助金の効果検証 (行政)
- バス路線の定期的な見直しと需要に見合う適切なバス運行

(交通事業者・行政)

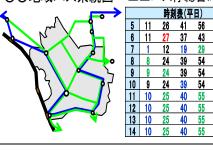
施策1-③:異なる交通事業者間の連携強化

公共交通を利用される方の更なる利便性の向上を図るため、行政がコーディネート役を担い、異なる交通事業者間の連携を強化することにより公共交通を支えます。

OO地域バス系統図 ΔΔバス停総合時刻表

☆ 各バス停における系統図と総合時刻 表の掲示 (行政)

分かりやすい案内情報の提供や案内標識の改善(交通事業者)



基本方針 2

公共交通の利用を促進します。

(凡例) ☆:新規、◎:拡充、○:継続

施策2一①:神戸電鉄粟生線の活性化・利用促進

神戸電鉄が主体となり地域住民や沿線自治体などが協力し、栗生線の維持・ 存続、活性化や利用促進に取り組みます。

- ☆ 通勤利用者への新たな支援策の検討(行政)
- ☆ 「駅を中心としたまちづくり」の検討

(行政·市民)

- モビリティ・マネジメント (Mobility Management: MM) の推進による自発的な栗生線の優先利用行動の喚起 (行政・市民)
- 神鉄利用への切替えに伴う定期券購入への 補助(切替時のみ) (活性化協議会)
- 「栗生線サポーターズくらぶ」の拡大による市民の神鉄利用の推進 (活性化協議会)

施策2-②:利用しやすい環境の整備

公共交通の運行時間や運行ルート、乗り継ぎの改善を図り、誰もが利用しやすい公共交通の環境を整備します。

☆ バス待機所やバスロータリーの設置 (行政)

- ◎ みっきぃバスや路線バスの充実 (交通事業者・行政)
- ◎ 電車の時刻に合わせたバスの運行ダイヤの調整

(交通事業者)

○ バス路線沿線へのパークアンドライド用の駐車場等の整備の検討 (行政)

施策2-③:公共交通の利用促進による地球環境の向上(002の削減)

市民一人ひとりが環境問題を自分のこととして捉え、自動車への依存から公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を"かしこく"利用する方向へのシフトを促進します。

- ☆ コミュニティバスの更新時における低公害車への転換の促進 (行政)
- ☆ バス事業者に対する低公害車への転換の働きかけ (交通事業者・行政)
- ◎ 市役所ノーマイカーデー(毎月第4水曜日)やマイバス・マイ電車の日 (毎月最終金曜日)の実践 (行政・市民)



基本方針3

公共交通をまちづくりに活かします

(凡例) ☆:新規、◎:拡充、○:継続

施策3一①:交通と「福祉」との協調・連携

「地域ふれあいバス」などにより公民館単位の身近なまちづくりを進めると ともに、隣近所の助け合いなど、より細やかな地域の「共助」による新たな交 通の仕組みづくりを進めます。

☆ 地域力を活用した移動手段の確保

(行政・市民)

☆ デマンド型交通の導入に向けた検討

(行政)

◎ 「地域ふれあいバス」の未導入地区への導入の推進 (行政・市民)

○ 運転免許証の自主的返納者(高齢者)を対象としたバス等の運賃助成

(行政)

施策3-②:交通と「教育」との協調・連携

学校などと連携しながら公共交通を利用した教育事業を推進するほか、地域 住民や学校、PTAなどと十分に協議しながら、スクールバスへの一般住民の 相乗りを検討します。

☆ スクールバスへの一般住民の相乗りの検討

(行政・市民)

○ 公共交通を利用した教育事業の推進 (行政)

施策3一③:交通と「観光」との協調・連携

三木の豊富な観光資源と交通を結び付けることにより、公共交通を利用する 観光客の増加を図り、地域の公共交通を維持します。

- ☆ 市内観光地を経由するバスルートの検討 (交通事業者・行政)
- ◎ 観光施設やイベントと連携した企画乗車 券の発売 (交通事業者)



施策3-4:交通と「まちづくり」との協調・連携

駅周辺の土地利用の規制緩和による若者世代の定住促進をはじめ、幹線道路 の計画的な整備など、まちづくりにつながる交通環境を整備します。

☆ 駅周辺の土地利用の規制緩和による若者世代の定住促進

(行政)

◎ 駅前の活性化

(行政・市民)

都市計画道路や地区内生活幹線道路などの整備

(行政)

第4次三木市公共交通網計画 (概要版)

~誰もが移動しやすい公共交通により、 住みよいまちづくりをすすめます~

> 平成 25 年 8 月作成 発行:三木市

【問合せ先】

三木市 まちづくり部 美しいまちづくり課 交通政策グループ 〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10番 30号

TEL 0794-82-2000 (内線 2280・2296)

FAX 0794-82-9625